

中部運輸局
自動車交通部

令和4年5月25日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

岐阜地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年5月20日、岐阜県岐阜市の岐阜交通東部株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、岐阜地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者

法人名：岐阜交通東部株式会社

住所：岐阜県岐阜市東鶉3丁目17番1号

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

【初乗運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	1.0kmまで 600円	1.178kmまで 600円

【加算運賃】

車種区分	要請運賃	現行運賃
普通車	191mまで 90円	255mまで 90円

（※1）岐阜地区（運賃が適用される地域、次ページ略図参照）

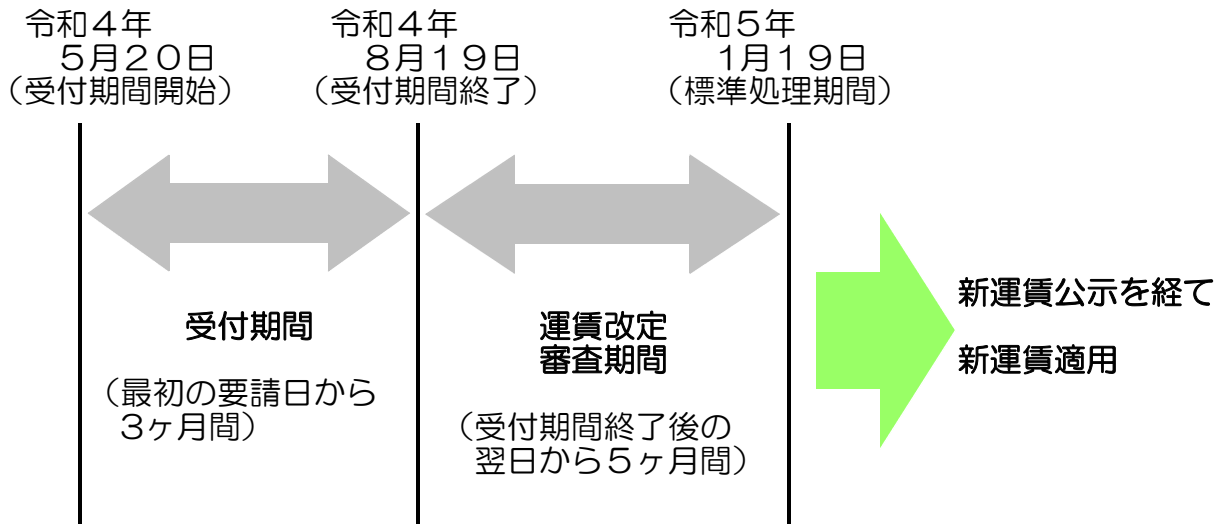
岐阜県21市19町2村のうち、岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市、羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）、大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡（神戸町、輪之内町、安八町）、揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町）、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市（旧恵那郡加子母村を除く）、恵那市、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町）、可児郡（御嵩町）の17市18町の地域

（※2）岐阜地区 事業者数及び車両数（令和4年5月20日現在）

事業者数：36者

車両数：1,553両 ※7割以上=1,088両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
- 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。

【岐阜地区略図】

「岐阜地区」とは、下地図の黄色部分です。
ただし、中津川市の一部「旧恵那郡加子母村」は除きます。

